

# 生活指導・体罰防止のための取組について

八王子市立松枝小学校  
生活指導部

## 1 目標

- 児童が集団によりよく適応でき、人の気持ちや立場がわかるようにする。
- 児童自らが考え、正しく判断し、行動できるようにする。
- 「元気・笑顔で安心して過ごせる学校」の具現化を図り、場に応じた挨拶や言葉遣いができるようにする。

## 2 指導重点

### ①生活指導

- よりよい学校生活のために「松枝小のきまり」「生活スタンダード」に対して主体的に考え、学習規律の徹底を図る。
- 一人 1 台の学習用端末における使用ルールやマナーを守り、メディアコントロール週間の体験を通して、自分自身で考える機会をもたせ、「自立・自制する力」を身に付けさせる。
- 安全指導の徹底  
交通安全教室や安全マップ、セーフティー教室、メディアリテラシー等を活用し、児童自ら主体的に自他の安全を守る態度を身に付けさせる。

### ②いじめ防止等の取組

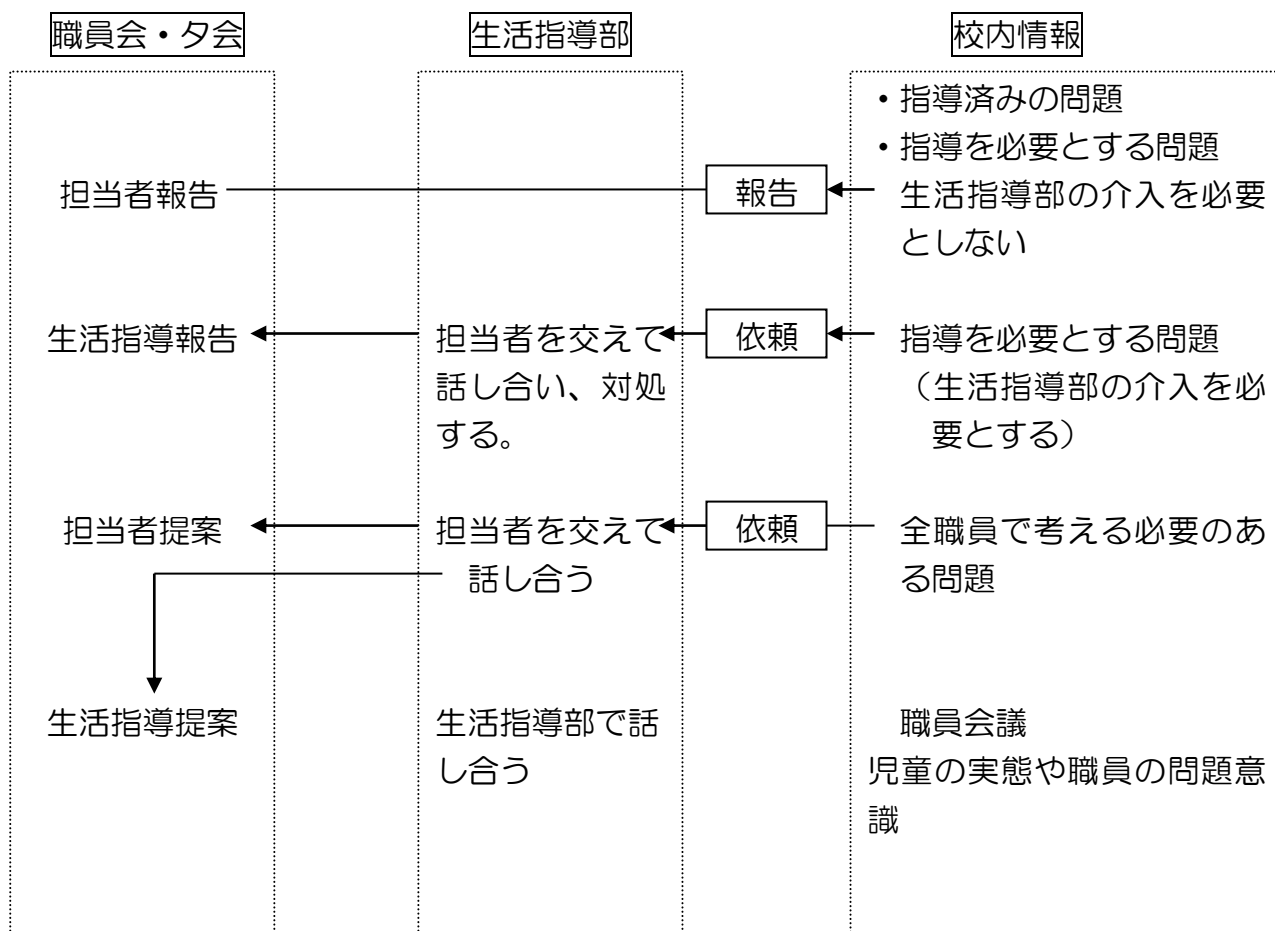
- いじめ等の諸問題の未然防止と早期発見、早期対応  
児童と教師のこころのふれあいを大切にし、問題行動や不登校などの様々な課題を抱える児童を早期に発見するよう努める。ふれあい月間にはアンケートを実施し、聞き取りを行うなどに取り組む。
- 教育相談、特別支援体制の強化  
家庭・諸機関（児童相談所・地域子ども家庭支援センター・特別支援センター・登校支援センター・地域等）と連携をとり、児童の状況に応じて支援を行う。

### ③不登校児童への支援等

- 別室指導（にじいろ教室）を中心に支援を行う。登校支援コーディネーターが核となり、支援員やスクールカウンセラー等と連携して社会的自立に向けた取組を支援する。

### 3 教職員一致 協力の指導

- 教職員の体罰、子供への暴言、不適切な指導などの兆しに気付く感度を上げ、気になる行動や対応については迅速に対応する。



### 4 体罰防止のための取組

- 教職員は、「人権プログラム」等を活用して、年度初め・7月・12月の職員会議や生活指導夕会の場において、「体罰禁止の考え方」「体罰ガイドライン」「体罰根絶のための行動」「見直してみようあなたの人権感覚」「アンガーマネジメント研修」等について、年間を通して研修する。
- 児童の訴えへやトラブル対応については、教職員が、迅速かつ組織的に聞き取りや対応を行うことで、児童の心理的安全性を確保し、心の成長の機会とする。
- 管理職は、教職員に対して毎月「体罰防止セルフチェック」を行い確認する。課題があった場合は、管理職が該当教員と面談を行う。
- 児童に対し、体罰に関するアンケートを実施するとともに、スクールカウンセラーと相談ができることを周知し、児童が悩みを一人で抱え込まないようにする。
- 体罰防止に向けた取組に関する内容についてのHPへの掲載や、学校評価アンケート等を活用し、保護者や地域へ周知するとともに、気になることがあった際に報告を受ける姿勢を伝える。